

第 85 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録（書面開催）

1 開催方法

書面開催（令和 2 年 7 月 3 日（金） から 令和 2 年 7 月 9 日（木） まで）

2 出席者

【委員 14 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒
伊 藤 歩
久保田 多余子
齊 藤 貢
佐 藤 きよ子
佐 藤 久美子
島 田 卓 哉
鈴 木 まほろ
高 根 昭 一
鷹 觜 紅 子
中 村 学
平 井 勇 介
平 塚 明
由 井 正 敏

【事業者又は届出者】

東北自然エネルギー株式会社
岩手県（届出者（都市計画決定権者（県土整備部都市計画課）））
太平洋セメント株式会社

3 議事

（希少動植物等に関する審議については、会議資料の一部を非公開とすることについて、委員の了承を得ていること。）

(1) 松川地熱発電所 発電設備更新計画環境影響評価方法書について

ア 委員から追加質問等があり、事業者が回答を行った。（内容は、別紙資料 1 「追加資料 第 85 回岩手県環境影響評価技術審査会 松川地熱発電所 発電設備更新計画環境影響評価方法書に対する委員等からの追加質問等及び事業者回答」のとおり。）

イ 委員からの意見等は以下のとおりであった。なお、事業者からは補足説明等特になしとのことであった。

委員名	意見等
石川 奈緒 委員	質問、意見は特にありません。
伊藤 歩 委員	水温の影響を調査されるということなので、追加質問はありません。
久保田 多余子 委員	特に意見はありません。
齊藤 貢 委員	特に質問・意見はございません。
佐藤 きよ子 委員	特に意見・質問等はございません。
佐藤 久美子 委員	特に意見はありません。
島田 卓哉 委員	追加質問はありません。
鈴木 まほろ 委員	特に意見はありません。
高根 昭一 委員	意見はありません。
鷹嘴 紅子 委員	意見等は特にありません。
中村 学 委員	意見等はありません。
平井 勇介 委員	特に意見はありません。引き続き、近隣の宿泊施設とのコミュニケーションをとりつつ、事業をすすめていただけたらと思います。
平塚 明 委員	意見等なし。
由井 正敏 会長	意見等なし。

(2) 一般国道4号 盛岡南道路（第2種事業）判定について

ア 委員から追加質問等があり、届出者（岩手県）及び事業者（国土交通省東北地方整備局）が回答を行った。（内容は、別紙資料2「追加資料 第85回岩手県環境影響評価技術審査会 一般国道4号 盛岡南道路第2種事業概要書に対する委員等からの追加質問等及び事業者回答」のとおり。）

イ 知事が行う環境影響評価条例（平成 10 年条例第 42 号）第 5 条第 3 項の規定による第 2 種事業の判定にあたって、岩手県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年規則第 9 号）第 5 条各号に定める基準に照らし、環境影響の程度が著しいものになるおそれがある場合は、環境影響評価手続その他の手続を行う必要がある旨を判定することから、本事業の第 2 種事業の判定に係る意見等について各委員から確認した結果は、以下のとおりであった。

委員名	判定に係る意見等
石川 奈緒 委員	今後の環境影響評価手続は不要と考えます。
伊藤 歩 委員	土壌汚染の地点や水道施設を回避して工事区域を選定することを条件として、今後の環境影響評価手続を要しない。
久保田 多余子 委員	今後の環境影響評価の手続は不要と考えます。
齊藤 貢 委員	特に質問・意見はございません。 今後の環境影響評価の手続きは必要ないと思います。
佐藤 きよ子 委員	今後の環境影響評価の手続きは要しないと考えます。
佐藤 久美子 委員	環境影響評価の手続きは、特段、必要がないと考えます。
島田 卓哉 委員	環境影響評価の手続は不要と判断致します。
鈴木 まほろ 委員	<p>環境影響評価手続は不要と考えます。ただし、事業予定地内に生育することが判明している植物の重要種のうち、生育箇所の一部が改変される予定の種については、約 50%の生育箇所において、保全措置または移植等の代償措置がなされるよう要望します。</p> <p>特にキクモについては、過去に県内での記録があるものの、生育が確認できない期間が長く続いていたため、現在の県レッドデータブックでは「情報不足」の扱いとなっていますが、昨年、県内で久しぶりに再発見され、今も生残していることが分かりました。今回の事前調査結果は、重要な 2 例目の記録となります。このようにきわめて稀少な種の生育地を保全措置を行わずに改変することは、公共工事として望ましくないと考えますので、ぜひ保全を行っていただくようお願いします。</p> <p>なお「ミクリ属」については、開花結実期に調査ができなかったか、未成熟個体が多いために種が同定できなかったものと推察します。個体数が多いので、約 50%の個体の生育箇所が改変されずに残るのであれば、特別な措置は不要と考えます。</p>

高根 昭一 委員	質問に対する回答が明確ではないものの、今後の環境影響評価手続きは必要ないと考えます。
鷹觜 紅子 委員	環境影響評価の手続きは要しないと考えます。
中村 学 委員	今後の環境影響評価その他の手続きは要しないと考えます。
平井 勇介 委員	<p>今後の環境影響評価手続きを要する、と考える。</p> <p>基本的に本事業は社会的な必要性があるものと認識しています。しかし、社会的必要性がいかに大きくても、事業によって生じる住民の生活被害には注意が必要であろうと思います。懸念するのは、規則第5条第2号(2)「学校・病院・住居が集合している地域への影響」です。道路の詳細ルート・構造が定まっていない現段階において、本事業が「住居が集合している地域」に重大な社会的影響を及ぼさないとは言い切れないのではないのでしょうか。何らかの事情で事業者が予定するルートがずれる場合、本事業で直接影響を受ける支障家屋の件数（現段階での支障家屋見込み：50件程度）は増加することもあるように思います。そのあたりの状況が明らかになり、社会環境への影響がある程度予測がつくようになるまでは、少なくとも本事業における環境影響について評価していく必要があるのではないかと考えます。</p>
平塚 明 委員	今後の環境影響評価の手続きは要しないと考えるが、事前に質問した重要な植物の保全のための十分な代償措置については、回答のとおり履行していただきたい。
由井 正敏 会長	今後の環境影響評価その他の手続きは要しないと考えます。

(3) 『大船渡工場次期原料山開発事業 環境影響評価』事業経過及び今後の方針』について

ア 委員から追加質問等はなかった。

イ 事業者から説明のあった工事計画について、事業者に対し環境保全措置を求める必要があるか意見を求めたところ、委員からの意見等は以下のとおりであった。なお、事業者からは補足説明等特になしとのことであった。

委員名	意見等
石川 奈緒 委員	質問、意見は特にありません。
伊藤 歩 委員	特に意見等はありません。
久保田 多余子 委員	特に意見はありません。
齊藤 貢 委員	特に質問・意見はございません。
佐藤 きよ子 委員	特に意見・質問等はございません。
佐藤 久美子 委員	特に意見はありません。
島田 卓哉 委員	追加質問はありません。
鈴木 まほろ 委員	特に意見はありません。
高根 昭一 委員	意見はありません。
鷹嘴 紅子 委員	意見等は特にありません。
中村 学 委員	意見等はありません。
平井 勇介 委員	特に意見はありません。
平塚 明 委員	意見等なし。
由井 正敏 会長	意見等なし。

第 85 回岩手県環境影響評価技術審査会
松川地熱発電所 発電設備更新計画環境影響評価方法書に対する
委員等からの追加質問等及び事業者回答

※注：追加質問等の項目番号は、事前質問・意見に係る項目番号と連番による管理とすること。
(事前質問・意見に付した項目番号は、1～3であること。)

【4】

《方法書》 p.38、表 3.1.2-2

排水口の上下流部の水温が示されており、年度や月によっては排水の流入により最大で4℃程度の水温上昇が見られます。この水温上昇による水生生物への影響の有無について専門家の意見を確認いただきたい。

(伊藤 歩 委員)

【回答】

現地調査では排水口の上流と下流を含む調査地点で、水質、水温、流量のほか、水生生物の調査を実施します。

水温上昇による水生生物への影響については、事業計画及び調査結果を踏まえ、改めて専門家から助言を頂き、準備書に記載する予定です。

【5】

《方法書》 p9・p10

「生産井は既設設備を流用」とあるので、B2 基地・C 基地・D 基地の生産井の本数は増えず、停止中のものもメンテナンスにより再び使用するということでしょうか。

(平塚 明 委員)

【回答】

今回の更新工事において各基地の生産井を増やす予定はありません。

停止中の生産井についても、将来的に再使用する可能性はありますが、今回の更新工事においてメンテナンスを行う予定はありません。なお、メンテナンスが困難と判断された場合には、埋坑処理いたします。

【6】

《方法書》 p.82

指標植物樹木活力度の調査対象となった樹種は何でしょうか。

活力度 B が地点 W-2 に多い理由としては何が考えられるでしょうか。

(平塚 明 委員)

【回答】

指標植物樹木活力度調査は、発電所の周辺に広く分布するブナを対象として実施しています。活力度 B が地点 W-2 に多い理由は不明ですが、至近の評定変化の理由は以下のとおりです。

- ・平成 26 年度調査時に、台風による河川増水により赤川沿いに位置していた指標木 B～D の流失が確認され、新たに指標木を選定した。
- ・平成 28 年度調査では、新たに選定した指標木 C、D に樹形の乱れ、枝の伸長の偏向、樹勢の低下がみられたことから評定が低下した。

第85回岩手県環境影響評価技術審査会
一般国道4号 盛岡南道路第2種事業概要書に対する
委員等からの追加質問等及び事業者回答

※注：追加質問等の項目番号は、事前質問・意見に係る項目番号と連番による管理とすること。
(事前質問・意見に付した項目番号は、1～15であること。)

【16】

《概要書》 2-8 ルート帯案の概要

ルート帯案の概要の「周辺施設への影響」をみると、「支障家屋が約50件となり、周辺土地利用への影響は少ない」とあります。しかしながら、支障家屋の数を「約50件」とする根拠が、都市計画対象事業実施区域（例えば、P.3-13）をみてもよくわかりません。詳細ルートの検討を行っている段階であるとのことでしたが、にもかかわらず、支障家屋の数を「約50件」とするのは、どういった理由があるのでしょうか。

支障家屋が約50件に抑えられるような計画を示すことができるのであれば、5-1の判断（「学校・病院・住居が集合している地域への影響は小さいと考えられる」）もより説得的になるかと思えます。

(平井 勇介 委員)

【回答】

支障家屋の数「約50件」は、本概要書作成時点のルート帯案の計画路線の中心線を基に算出した見込みの値となります。

詳細ルート・構造の検討を行っている計画段階のため、具体的な支障家屋の箇所を示すことは困難ですが、沿道の家屋や店舗等への影響を極力回避し、学校、病院、住居が集合している地域を避けるルートを検討しており、計画段階における支障家屋は約50件を見込んでおります。

なお、正確な支障家屋の数については、詳細ルート・構造が決まり次第、算出いたします。